

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査 並びに大阪府知事選挙

投票日▶

令和
8年

2月8日(日)午前7時から
午後8時まで

■投票できる方

投票できる方は、平成20年2月9日までに生まれた日本国民で、令和7年10月26日までに転入の届出をされ、引き続き岬町の住民基本台帳に登録されている方です。

※衆議院議員総選挙では、他の市区町村に住所を移されても、岬町の選挙人名簿に登録されている方は、岬町で投票することができます。

※大阪府知事選挙では、大阪府外へ転出された方は投票できません。大阪府内の他の市町村へ転出された方は、「引き続き大阪府内に住所を有する旨の証明書」またはその確認を得られた場合、岬町で投票することができます。詳しくはお問合せください。

■投票所入場整理券

岬町で投票できる方には、投票所入場整理券を郵送します。ご本人が持参し、投票所の受付に提出してください。投票所入場整理券が届かなかった場合や紛失された場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所でその旨をお申し出ください。

■期日前投票

衆議院議員総選挙、国民審査、大阪府知事選挙で期間が異なりますのでご注意ください。

大阪府知事選挙

1月23日（金）から2月7日（土）まで

衆議院議員総選挙

1月28日（水）から2月7日（土）まで

最高裁判所裁判官国民審査

2月1日（日）から2月7日（土）まで

各選挙及び国民審査の期日前投票可能日		
1月23日～27日	1月28日～31日	2月1日～7日
府知事のみ	衆議院議員と府知事	衆議院議員及び 国民審査と府知事

▶投票時間／午前8時30分から午後8時まで

▶投票場所／岬町住民活動センター

※投票所入場整理券裏面の宣誓書に記入し、お持ちいただくと、名簿対照が早く済みます。

▶バス／期日前投票のためにコミュニティバスを利用すると運賃が無料となります。

運転手に投票所入場整理券を見せて乗車し、岬町役場バス停で降りてください。



■不在者投票

○入院・入所中の方

病院や老人ホームなどに入院・入所中の方でも、その施設等が不在者投票指定施設であれば、ご本人の請求により、その施設で不在者投票をすることができます。選挙期間が限られているため、病院長や施設長にできるだけ早くお申し出ください。

○一時滞在地に滞在の方

仕事や学業などで岬町以外に滞在中の方でも、選挙人名簿に登録されている方は、岬町選挙管理委員会に投票用紙を請求した後、最寄りの選挙管理委員会の不在者投票所で投票することができます。岬町選挙管理委員会にできるだけ早くお申し出ください。

○郵便等による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証をお持ちの方で、一定の要件に該当する選挙人の方は、自宅など現在いる場所で郵便等による不在者投票をすることができます。詳しくは、岬町選挙管理委員会までお問い合わせください。

■介助等について

・投票所内への介助などをご希望の方は、係の者にお声がけください。付き添いや介助をされる方も投票所内に一緒におりいただきたい。

・ご自分で投票用紙に記載することができない場合には、係の者が投票用紙に記載する代理投票の制度があります。

・点字投票のご用意をしています。

・投票日当日、手話通訳者が待機しています。手話通訳者が必要な方は、投票時間等をできるだけ事前に岬町選挙管理委員会までご連絡ください。

■選挙公報等

選挙公報（候補者の氏名・政見などが記載されたもの）を2月6日までにお届けします。届かない場合は、岬町選挙管理委員会までお知らせください。

大阪府選挙管理委員会では、視覚に障がいのある人を対象に、希望者に選挙公報を点字化、音声化又は拡大文字化した「選挙のお知らせ」を無料で配付しています。

なお、以前に申込みを済ませた方には継続して送付いたします。

大阪府選挙管理委員会 06-6941-0351（代表）

■問合せ

岬町選挙管理委員会 492-2721

■各投票所案内略図 あなたの投票所をご確認のうえ投票に行きましょう。

